

令和7年度

札幌映像撮影コーディネーター

認定講習会実施要領

一般財団法人さっぽろ産業振興財団  
クリエイティブ産業振興課

## 1 札幌映像撮影コーディネーター認定制度について

### (1) 制度概要

ロケーション撮影時における安全の確保や法令の遵守、並びに関係機関との調整等に関する一定の知識・技能・経験を有する者を札幌市長が認定する制度です。具体的には、撮影が安全に行われるよう、また法令を遵守した撮影が行われるよう撮影計画の立案に参画したり、撮影中に安全確保や法令遵守を担当して撮影責任者を補佐したりするような役割を担う方や、関係機関との各種連絡調整（許可申請に必要な事前相談や許可申請手続きなど）を担当する方を想定しています。

なお、札幌映像撮影コーディネーターはホスピタリティを重んじ、社会的地位の向上に努めることとし、広く知見や経験を共有することを厭わず、札幌映像撮影コーディネーターの全体的なレベル向上に貢献することに積極的に向き合うことを基本理念としています。

札幌映像撮影コーディネーターのスキルの底上げと、この制度の世間への周知が実現されたとき、更なるロケ撮影を札幌に誘致することが可能になると考えており、札幌市内での撮影＝札幌映像撮影コーディネーターの雇用が必須という図式が、一般的に広まることを期待しています。

### (2) 認定取得のメリット

ア 認定を取得することで認定取得者の社会的評価が向上するとともに、本認定取得者を活用することで、倫理・法令遵守意識の向上と徹底を図っている企業であることをアピールできます。そのため、国内外の映像事業者が札幌市内での撮影を考えたとき、優先的に札幌映像撮影コーディネーターを活用することが見込まれます。

イ （一財）さっぽろ産業振興財団（以下「当財団」という。）が運営している札幌フィルムコミッションへロケに関する事業者紹介の問い合わせがあった場合、条件が合致する本認定取得者へ優先的に情報提供します。そのため、札幌映像撮影コーディネーターは、多くの撮影情報を入手することが出来ます。

### (3) 認定取得者に求められること

#### ア 事前協議

撮影許可申請に関し、事前に関係機関と十分に協議を行わなければなりません。

#### イ 損害賠償責任保険の加入

業務を行うにあたり、映像制作責任者が損害賠償責任保険に加入していることの確認が必要です。また、市所管施設管理者が求める場合、その保険証券の写しを市所管施設管理者に提示することが必要です。

#### ウ 認定証写しの添付

札幌市の所管する施設に許可申請を行う際、市所管施設管理者が定める必要書類に添えて、札幌映像撮影コーディネーター認定証の写しを添付することが必要です。

#### エ 実績の報告

札幌市長が求めるときは、札幌映像撮影コーディネーターとしての活動に関する報告書を提出することが必要です。

#### オ 料金体系の報告

札幌市長が求めるときは、映像撮影のコーディネートに係る料金体系を報告することが必要です。

#### カ 自己研鑽

日々自己研鑽を怠らず、撮影等に係る知識・技能・経験の向上を図り、映像撮影に携わる者の社会的評価の向上に努めることが必要です。

## 2 講習会の受講要件

講習会を受講することができる方は、次に掲げる全ての条件を満たす方に限ります。

- (1) 受講時に満年齢 18 歳以上であること。
- (2) 札幌市内に居住している、又は市内映像関連事業者に所属していること。
- (3) 市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 撮影現場の安全確保や法令の遵守、撮影に関する関係機関との調整等を担う業務経験を概ね 5 年以上有すること。
- (5) 所属している法人・団体からの推薦、又は市内映像関連事業者の代表者から推薦を受けていること。

### 3 認定要件

認定取得のためには、本講習会の講義全てを受講することが必要です。遅刻や途中退出をした場合は認定できない可能性がありますのでご注意ください。

なお、講習会受講後、札幌市に登録申請を行うことで正式に札幌映像撮影コーディネーターとして認定されます。

### 4 認定講習会概要

#### (1) 日程

A 日程：令和 7 年 10 月 21 日（火）13:00～17:00（受付：13:00～13:30）

B 日程：令和 7 年 11 月 11 日（火）13:00～17:00（受付：13:00～13:30）

#### (2) 会場

札幌市産業振興センター 2F セミナールーム A

（札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 - 1）

#### (3) 定員

各回 100 名程度

#### (4) 受講料

無料

#### (5) 講義内容

別紙参照

### 5 申し込み概要

#### (1) 申し込み時の提出書類

ア 札幌映像撮影コーディネーター認定講習会申込書（様式 1）

イ 実績報告書（様式 2）

ウ 推薦状（様式 3）

エ 本人確認書類の写し（顔写真付きの場合：1 点 顔写真なしの場合：2 点）

※両面あるものは必ず両面の写しをご提出ください。

オ 市区町村税の納税証明書（自宅住所が札幌市の方は指名願用）

## (2) 提出書類作成・提出についての注意事項

ア いずれの書類も押印不要です。

イ データでの提出は不要です。締め切りまでに書類一式を当財団まで持参、もしくは郵送にてご提出ください。

ウ 自宅住所が札幌市の方は、納税証明書の交付を受ける際必ず指名願用の交付を受けてご提出ください。札幌市外にお住まいの方は、自宅住所のある市町村税の未納が無いことを証明する納税証明書が必要です。請求方法等は各市町村の該当窓口にお問い合わせください。

エ 書類の作成においては、必ず本要領内の記入例を確認の上ご作成ください。

## (3) 申込受付期間

A 日程：令和7年9月1日（月）～令和7年10月14日（火）17:00 締め切り

B 日程：令和7年9月1日（月）～令和7年11月4日（火）17:00 締め切り

## (4) 提出先・問い合わせ先

一般財団法人さっぽろ産業振興財団

プロジェクト推進部 クリエイティブ産業振興課

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1 札幌市産業振興センター1F

電話：011-817-5711（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

Mail：info@screensapporo.jp

## 6 その他

(1) 提出された書類は返却できません。

(2) 提出書類の到着については原則回答できません。到着について確認したい場合は、追跡可能な方法でお送りください。

(3) 締め切り日までに提出書類が揃わない場合、原則不受理といたします。不受理となった場合でも提出された書類の返却はできません。

(4) 提出書類の不備等で不受理となった場合は、申込締切日の3営業日後までに通知します。

- (5) 講習会には筆記用具を持参してください。
- (6) 札幌市内、もしくは北海道内の撮影でロケーションコーディネーターへ業務の依頼を検討する事業者に対し、認定者の一覧を提供する場合があります。外部へ提供する一覧に記載を望まない場合は、申込書内の備考欄にその旨を記載してください。
- (7) 申込書に記載いただいた個人情報は、札幌映像撮影コーディネーター認定台帳に登載し、その写しを札幌市所管施設等に配布するほか、認定者への照会・資料送付及び統計処理の目的で、札幌市及び当財団で使用しますのであらかじめご了承ください。

# 講習会の会場について

## 【会場】

札幌市産業振興センター 2F セミナールーム A

※講習会会場のセミナールーム A は「産業振興棟」の2階です。

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

<https://www.sapporosansin.jp/access/>



## 【地下鉄ご利用の場合】

地下鉄東西線「東札幌駅」から徒歩7分

## 【お車で駐車場ご利用の場合】

- ・ 駐車場は有料です。場所は「技能訓練棟」の裏手にあります。
- ・ 駐車料金は30分100円、以降30分ごとに100円加算されます。
- ・ 満車の場合は近隣の駐車場をお使いください。

# 納税証明書の請求方法

## 【札幌市内にお住まいの方】

### 1 窓口に行かずに請求する場合

郵送による請求

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shomei/yuoseikyuu.html>

### 2 窓口で請求する場合

下記リンク先より必要書類をご確認の上、居住地の担当窓口で請求してください。

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/shomei/madoguchi.html>

### 3 交付についてのお問い合わせ先・請求窓口

部署名	所在地	電話番号
【中央区担当】 中央市税事務所 納税課 市税証明担当	札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー2条館 4階	011-211-3912
【北区・東区担当】 北部市税事務所 納税課 市税証明担当	札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ 45 9階	011-207-3912
【白石区・厚別区担当】 東部市税事務所 納税課 市税証明担当	札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1 札幌市交通局本局庁舎 2階	011-802-3912
【豊平区・清田区・南区担当】 南部市税事務所 納税課 市税証明担当	札幌市豊平区平岸5条8丁目2-10 イースト平岸 2階	011-824-3912
【西区・手稲区担当】 西部市税事務所 納税課 市税証明担当	札幌市西区琴似3条1丁目1-20 コトニ3・1ビル 2階	011-618-3912
市役所本庁舎 税の証明窓口	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 2階	011-211-2233

## 【札幌市外にお住まいの方】

自宅住所のある市町村税の未納が無いことを証明する納税証明書が必要です。請求方法等は各市町村の該当窓口にお問い合わせください。

記入例

(様式1)

札幌映像撮影コーディネーター認定講習会申込書

令和 7年 ○月 ●●日

(宛先)

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 様

いずれかに○をしてください。

下記のとおり、札幌映像撮影コーディネーター認定講習会の受講を申し込みます。

参加希望日	A日程 (10月21日 (火))	B日程 (11月11日 (火))
フリガナ	ざいだん たろう	写真貼付欄 1 縦3cm・横2.4cm 2 最近3ヶ月以内に撮影したもの 3 無帽、上半身、正面、無背景
氏名	財団 太郎	
生年月日(西暦)	××××年 ×月 ××日	
自宅住所	〒000-0000 北海道札幌市●●●●×-×-×	
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他 ( )	いずれかにチェックを入れてください。
所属・勤務先 企業名	○×△株式会社	
所属・勤務先 住所	〒000-0000 北海道札幌市□□□□×-×-×	
電話番号	090-1234-5678	社用の番号・メールアドレスがある方はそちらで構いません。
メールアドレス	<a href="mailto:zaidan-tarou@tarou.co.jp">zaidan-tarou@tarou.co.jp</a>	
備考欄		

※申込書に記載いただいた個人情報は札幌映像撮影コーディネーター認定台帳に登載し、その写しを札幌市所管施設等に配布するほか、認定者への照会・資料送付及び統計処理の目的で札幌市及び当財団で使用しますのであらかじめご了承ください。

記入例

(様式2)

実績報告書

令和 7年 〇月 ●●日

(宛先)

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 様

申請者氏名 財団 太郎

標記について、下記のとおり報告いたします。

コーディネーター業務 経験年数		参加する講習会の開催日を基準日として記載してください。 10年 3か月
年(西暦)	月	職歴
		入社( 年 月 退職)
2015	4	〇〇放送株式会社 入社(2017年 1月 退職)
2017	4	〇×△株式会社 入社
これまでの 主な 担当業務	2015年4月～ 〇〇放送「〇〇〇〇」 担当業務：アシスタントディレクター  2018年7月 TVCM「■■■■」 担当業務：制作進行  2019年1月 TVCM「×××××」 担当業務：制作進行  2021年12月 映画「●●●●」 担当業務：制作担当  2023年7月 ドラマ「△△△△△」 担当業務：制作主任	

注1) 職歴が3か所以上ある場合は直近3か所を記載すること。

注2) 担当業務については別紙参照として別の様式によることも可能。

記入例

(様式3)

推薦書

令和 7年 〇月 ●●日

(宛先)

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 様

推薦者 住 所  
法人・団体名  
役職・代表者氏名

推薦者となる代表者の方の  
情報を記載してください。

標記の件について、下記の理由により、財団 太郎 氏は札幌映像撮影コーディネーターとして適任であると判断し、

申込者の方の名前を記載してください。

フリガナ	ざいだん たろう	生年月日 (西暦)
被推薦者 氏名	財団 太郎	××××年×月××日
推薦理由	財団 太郎 氏は、〇〇〇〇として△△△△など多くの映像制作・ロケーションコーディネーターに携わっており、豊富な撮影経験を有していることから、札幌映像撮影コーディネーターとして認定され、さらに活躍の場を広げることで、札幌市における映像産業の活性化に寄与することが期待される。	

申込者の方の名前を記載してください。

※推薦理由は、これまでの実績を踏まえ、札幌映像撮影コーディネーターとして認定するにふさわしいと考えられる理由を具体的に記載すること。